### 1 事 業 者

法 人 名 社会福祉法人 有磯会

住 所 富山県下新川郡朝日町泊555番地(〒939-0741)

電 話 0765-82-2200 (代)

FAX番号 0765-83-2532

代表者 理事長草原庄一

設立年月日 昭和60年8月14日

## 2 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定短期入所生活介護事業所

平成12年4月1日 指定富山県第1671700118号

指定介護予防短期入所生活介護事業所

平成18年4月1日 指定富山県第1671700118号

指定短期入所生活介護事業所(ユニット型)

平成26年4月1日 指定富山県第1671700522号

指定介護予防短期入所生活介護事業所(ユニット型)

平成26年4月1日 指定富山県第1671700522号

(2) 事業所の目的

介護保険法の趣旨に基づき、契約者(利用者、以下「契約者」という。)がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう必要な居室及び共用設備等を使用いただき、短期入所生活介護のサービス等を提供します。

(3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム有磯苑

特別養護老人ホーム有磯苑(ユニット型)

(4) 事業所の所在地 富山県下新川郡朝日町泊555番地(〒939-0741)

(5) 電話番号 0765-82-2200(代)

FAX番号 0765-83-2532

(6) ホームページ http://www.arisokai.jp/

メールアドレス arisoen@arisokai.jp

- (7) 施設長(管理者) 清水明夫
- (8) 運営方針

当事業所は、法人の基本理念に基づき、利用者の処遇に万全を期するものとします。

法人の基本理念:誰もが自分らしい人生を送れるよう "笑顔で挨拶、笑顔で応対、笑顔で介護" を モットーに尊厳を支えるケアを実践する。

(9) 開設年月日 昭和61年4月1日

## (10) 営業日及び営業時間

営業日年中無休です。

営業時間限定しません。

受付時間 8:30~17:00

(11) 入所定員 従来型 1日 20名 ユニット型 1日 10名

(12) 居室等の概要

当事業所では、次の居室・設備を用意しています。

### 従来型

居 室 設備の種類	室数	備考		
1人部屋	3 4室	1人当り 16.6㎡= 1室 17.5㎡=33室		
2 人 部 屋	13室	1人当り 9.8㎡= 4室 12.5㎡= 5室 13.13㎡=4室		
4人部屋	1 5室	1人当り 8.3㎡ =6室 8.4㎡=5室 10.41㎡=3室 10.69㎡=1室		
合 計	6 2室	120床のうち20床は、短期入所生活介護利用者用としています。		
食  堂	3	154.35㎡=1室 44.16㎡=1室 88.15 =1室		
機能訓練室	1	44.48 m²=1室		
浴室	5	一般浴槽 2 特殊浴槽 3		
医 務 室	1	静養室併設		

## ユニット型

居 室 設備の種類	室数	備考
1 人 部 屋	5 0室	トイレ・洗面設備完備 1室当り 17.85㎡
共同生活室	5	リビング・ダイニング 各ユニットにキッチン完備
浴室	6	各ユニットに個浴槽 1 その他特殊浴槽 2
機能訓練室	1	兼研修室
医務室	1	

## (13) 居室の変更

契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所で可否を決定します。 また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。 その際には、事前にご相談させていただきます。

## 3 職員の配置状況

契約者に対して指定短期入所生活介護等のサービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

## (職員の配置状況)

職種	配置人数	指定基準	
施 設 長(管理者)	1名 (兼)	1名	
生活相談員	2名 (兼)	2名	
介 護 職 員	従来型 <b>44</b> 名	従来型 7名	
(契約・パート含む)	ユニット型 35名	ユニット型 4名	
看 護 職 員	従来型・ユニット型	従来型 1名	
1 碳 概 貝	合計 <b>7</b> 名 (兼)	ユニット型 1名	
機能訓練指導員	<b>2</b> 名(兼)	1名	
介護支援専門員	2名	1名	
医 師	2名(非常勤)	1名(非常勤可)	
管 理 栄 養 士	3名 (兼)	1名	

## (主な職種の勤務体制) ※施設全体

職種		勤 務 時 間
	日勤	7:00~16:00
		$8:00\sim17:00$
   介 護 職 員		$8:30\sim17:30$
/ ・		$9:00\sim18:00$
(ル米里・ユーグ (至)		$9:30\sim18:30$
		$10:00\sim19:00$
	夜勤	$18:10\sim 7:10$
	日勤	$8:00\sim17:00$
看護職員		$8:30\sim17:30$
(従来型・ユニット型)		$9:30\sim18:30$
		$10:00\sim19:00$
機能訓練指導員	日勤	8:30~17:30
医師	週3回	10:00~, 13:30~

※日曜・祝日は、上記と異なる場合があります。

## 4 提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して次のサービスを提供します。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

介護給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、その超過したサービス利用料金の全額が 契約者の負担となります。

#### ① 食事

- ・当事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・契約者の自立支援のため、離床して食事をとっていただくことを原則としています。
- ※ (食事時間) 契約者の希望される時間に食事をとっていただきます。

食事の時間 朝食 7:40~9:40 昼食 11:40~13:40

夕食 17:00~19:00

#### 2 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・契約者の希望に合わせた入浴方法が選択できます。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
- ③ 排泄
  - ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限に活用した支援を行います。
- ④ 機能訓練
  - ・機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又 はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 自立への支援
  - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に努めます。
  - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう努めます。
  - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- (2) <サービス利用料金>(契約書第8条参照)

別紙料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額 (自己負担額)と食費及び滞在費に係わる利用者負担段階に応じた負担額をお支払いください。

なお、サービスの利用料金(1日あたり)は、契約者の要介護度及び負担段階に応じて異なります。

利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払っていただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供 証明書」を交付します。

- (3) 介護保険の給付とならないサービス(契約書第5条、第8条参照)
  - ① 食費(食材料費及び調理費) 契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。
  - ② 滞在費

室料と光熱水費相当額を負担していただきます。

#### ③ 理 髪

理容師の出張による理髪サービスを利用できます。

利用日に現金で直接支払いください。

利用料金:1回あたり 理髪2,500円

④ レクリエ―ション、趣味活動

利用者の希望によりレクリエーション、趣味活動に参加(利用)できます。

⑤ 複写物の交付

契約者は、サービス提供の記録をいつでも閲覧できます。

契約者は、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき:10円

⑥ 日常生活上必要となる諸費用

日常生活用品の等の費用は、契約者負担となります。 (老企第54号参照)

※ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、負担の必要はありません。

(4) 利用料金の支払い方法(契約書第8条参照)

前期(2)、(3)の料金・費用は翌月中旬に請求しますので、以下のいずれかの方法で、期日までに お支払いください。

ア 窓口での現金支払い (月末まで)

イ 指定口座への振込み(月末まで)

北陸銀行泊支店 普通 4078290 特別養護老人ホーム有磯苑

ウ 金融機関口座からの自動引き落とし(指定日まで)

上記イ、ウの振込手数料は契約者の負担となります。

- (5) 利用中止・変更・追加(契約書第9条参照)
  - ① 利用予定期間の前に、契約者の都合により、短期入所生活介護サービス等の利用を中止又は変更、 もしくは新しいサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日まで に事業所に申し出て下さい。
  - ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として次の料金を頂く場合があります。ただし、契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担額相当分

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ④ 契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金は支払いいただきます。
- (6) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、次の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、協力医療機関で

の診療・入院治療を義務付けるものでもありません。

協力医療機関あさひ総合病院

#### 5 緊急時の対応

事故や災害等の緊急を要する事例が生じた場合には、下記により速やかに対応します。

(1) 身体状況急変時等の対応

看護師を中心とした緊急体制により、契約者の様態に変化等があった場合は、医師の診察や受診等、 必要な処置を講ずるほか、家族等へ速やかに連絡します。

(2) 介護事故等発生時の対応(契約書第25条参照)

事故が発生した場合、契約者及び周囲の状況を判断し、契約者の安全確保を最優先として行動します。 関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を講じるほか、状況により、医療機関へ受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

(3) 災害時等の対応

定期的に避難訓練を実施し、災害時等に備えます。また、近隣地域と防災協力協定を締結して非常時の協力体制を整えています。

(4) 感染症発生時等の対応

感染症対策委員会を設置し、衛生管理、健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備し、感染症の発生時に備えています。感染症の発生を確認した場合、早急に感染拡大を防ぐ対策を講じ、蔓延防止に努めます。

#### 6 秘密保持等(契約書第12条参照)

- (1) 職員は、正当な理由がない限り、サービスの提供にあったて知り得た秘密を洩らしません。
- (2) 職員が退職後は、在職中に知り得た秘密を洩らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) 個人情報を使用する場合は、契約者及び契約者の家族に同意を得ない限り、サービス担当者会議等 において個人情報を用いません。

#### 7 苦情の受付(契約書第24条参照)

- (1) 当施設における苦情や相談は以下の通り受付けを行い、寄せられた苦情や相談に対して施設長が責任者となり、関係機関と相談等を行いながら、申し出者と話し合いを行う等、合意が得られるように努めます。
  - 担当窓口 ・・・ 生活相談員(介護支援専門員又は介護課長)
  - 電話番号 ・・・ 0765-82-2200
  - 受付時間 ・・・ 毎日8:30~17:00
  - 苦情解決責任者・・・ 施設長
- (2) 当施設では第三者委員を設置しています。委員に直接相談または苦情を申し出る事もできます。第三者委員の連絡先は事務所でご確認ください。
- (3) 苦情については、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行います。
- (4) ご意見・ご要望箱を正面ホール、施設内各所に常時設置しております。

### (5) 行政機関

施設名	住所	
朝日町健康課	下新川郡朝日町道下 1133 番地	0765-83-1100
入善町 <mark>保険</mark> 福祉課	下新川郡入善町入膳 423 番地	0765-72-1100
黒部市福祉課	黒部市三日市 1301 番地	0765-54-2111
新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合	黒部市北新 199 番地	0765-57-3303
富山県国民健康保険団体連合会	富山市下野字豆田 995 番地の 3	076-431-9833
富山県福祉サービス運営適正化委員会	富山市安住町5番21号	076-432-3280
新潟県糸魚川市役所福祉事務所	新潟県糸魚川市一の宮 1-2-5	025-552-1511

### 8 第三者評価実施状況

当施設では第三者評価は実施しておりません。

# 9 損害賠償等について(契約書第15条参照)

当施設において、事業者の責任により契約者に損害が生じた場合は、速やかに契約者、家族(身元引受人)に対して連絡し、状況に応じて行政担当課に報告します。

また、事故防止委員会に置いて原因を究明し、再発防止のための対策を講じます。

原因が施設にある場合、協議の上、事業者はその損害を賠償する等の対応を行います。ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者及び家族(身元引受人)と協議することとします。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス(指定介護予防短期入所生活介護サービス)の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム 有磯苑 説 明 者 職 名 生活相談員

氏名 @

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス(指定介護予防 短期入所生活介護サービス)の提供開始に同意しました。

契約者 住所(利用者)

氏名 @